

保安林の立竹の伐採等許可に係る審査基準

森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第34条第2項の許可(法第44条において準用する法第34条の規定に基づく保安施設地区の許可を含む。)に関する基準は、次による。

- 1 申請に係る行為が、次のいずれにも該当しない場合に許可する。
 - (1) 立竹の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合
 - (2) 立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を来すおそれがある場合
 - (3) 下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壌の生成が阻害され、又は土壌の理化学性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合
 - (4) 家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を来し、又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合
 - (5) 土石又は樹根の採掘については、当該採掘(鉋物の採掘に伴うものを含む。)により立木の生育を阻害し、又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合。ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2年以内に当該採掘跡地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。
 - (6) 開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合
- 2 申請に係る行為が、上記1各号いずれかに該当するものであっても、次のいずれかの場合には許可する。
 - (1) 法第30条又は第80条の2の告示の日から30日を経過し、かつ、法第32条第1項の意見書の提出がない解除予定保安林において、当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従い行うものである場合
 - (2) 別紙に掲げる行為を行う場合

なお、法第34条第2項(法第44条において準用する場合を含む。)の「土石若しくは樹根の採掘」には、砂、砂利又は転石の採取を含むものとする。また、同項の「その他の土地の形質を変更する行為」は、例示すれば次に掲げるとおり。

- ア 鉋物の採掘
- イ 宅地の造成
- ウ 土砂捨てその他物件の堆積
- エ 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築
- オ 土壌の理学的及び科学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為

区 分	行為の目的・態様・規模等
1 森林の施業及び管理に必要な施設	<p>(1) 林道(車道幅員が4メートル以下のものに限る。)、森林の施業及び管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合</p> <p>(2) 森林の施業及び管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合</p>
2 森林の保健機能の増進に資する施設	<p>保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。)第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合(森林保健機能増進法第5条の2第1項第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集团的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。)であって、次の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 当該施設の設置のための土地の形質の変更(以下この表において「変更行為」という。)に係る森林の面積の合計が、当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集团的森林(当該変更行為を行おうとする森林を含むものに限る。)の面積の10分の1未満の面積であること</p> <p>(2) 変更行為(遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。)を行う箇所が、次の条件を満たす土地であること</p> <p>① 土砂の流出又は崩壊その他の災害が発生するおそれのない土地</p> <p>② 非植生状態(立木以外の植生がない状態をいう。)で利用する場合にあっては傾斜度が15度未満の土地、植生状態(立木以外の植生がある状態をいう。)で利用する場合にあっては傾斜度が25度未満の土地</p> <p>(3) 1箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして30パーセント以上の状態に変更行為を行う場合には0.05ヘクタール未満であり、立木の伐採が材積にして30パーセント未満の場合には1.20ヘクタール未満であること</p> <p>(4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積は200平方メートル未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は400平方メートル未満であること</p> <p>(5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50メートル以上であること</p> <p>(6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること</p> <p>① 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること</p> <p>② 建築物その他の工作物は、原則として木造であること</p> <p>③ 建築物その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね1.5メートル未満であること</p> <p>(7) 遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅3メートル未満であること</p>

	(8) 土地の舗装を伴う変更行為(遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。)を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであること
3 森林の有する保安機能の維持又は代替する施設	(1) 森林の保安機能の維持及び強化に資する施設を設置する場合 (2) 保安林の転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合
4 その他	(1) 上記1から3に規定する以外のものであって次に該当する場合 ① 施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合(例えば、水路、へい、棚等) ② 変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なものを設置する場合(例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等) ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が50平方メートル未満であって、かつ、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限る。 (2) その他 一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。 ① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること ② 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること ③ 区域の面積が0.2ヘクタール未満のものであること ④ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること ⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のものであること

(注)

- 1 林道については、車道幅員(路肩を除く。)が4メートル以下であって、森林の施業及び管理の用に供するため周囲の森林と一体として管理することが適当と認められる場合には、作業許可の対象とする。
農道、市町村道その他の道路については、森林内に設置され、その規格及び構造が林道に類するものであって、森林の施業及び管理に資すると認められるものに限り林道と同様に取り扱うものとする。
なお、森林の施業及び管理の用に供する、又は資するとは、林道等の沿線の森林において、施業の実施予定がある場合や施業を行う対象であることが森林施業に関する各種計画から明らかである場合、山火事防止等森林保全のための巡視や境界管理、森林に関する各種調査等の実施が見込まれる場合とする。
- 2 森林の保安機能の維持及び強化に資する施設とは、その設置目的及び構造からみて保安機能を持つことが明らかであって、周囲の森林と一体となって管理することが保安林の指定の目的の達成に寄与すると認められるものをいい、例えば道路に附帯する保全施設等がこれに該当する。
転用に当たり、転用に係る区域内に設置する当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設については、本体施設と一体となって管理されるべきものであり、作業許可の対象としないものとする。また、転用に係る区域外に設置する施設であっても、洪水調節池等の森林を改変する程度が大きいものについては、作業許可の対象としないものとする。
- 3 土砂捨て、しいたけ原木等の堆積、仮設構造物の設置その他物件の堆積等の一時的な変更行為に係る作業許可は、土壌の性質、林木の生育に及ぼす影響が微小であると認められるものに限って行うものとする。

- 4 切土の高さとして示すおおむね1.5メートルとは、樹木の根系が一般的に分布し、変更行為によっても保安機能の維持に支障を来さない範囲として目安を示したものである。このため、現地の樹種や土壌等の調査等を行い、根系が密に分布する深さを明らかにすることで、その深さを限度として差し支えないものとする。
また、盛土の高さとして示すおおむね1.5メートルとは、切土を流用土として現地処理することを前提に目安を示したものであるが、一般に、切土に比べて盛土の体積は増加することとなるため、一定の厚さで締固めを行うなど適切な施工を行う上で、1.5メートルを超えることは差し支えないものとする。
なお、切土又は盛土の高さについて、現場での施工上必要な場合には、1.5メートルを2割の範囲内で超えることも、「おおむね」の範囲内であるとして差し支えないものとする。
- 5 一時的な変更行為に係る作業許可の期間については、作業許可基準が森林の機能を維持した状態を前提としていることから、伐採後の植栽義務の履行期間と同様に2年を原則としている。ただし、事業実施後の遅延に合理的な理由がある場合には、確実な原状回復を前提に、その期間を5年まで延長することを可能とする。
- 6 変更行為に係る区域(以下「変更区域」という。)の一箇所の考え方については、変更区域が連続しない場合であっても、相隣する変更区域間の距離が20メートル未満に接近している場合は、これらの変更区域は連続しているものとし一箇所として扱うものとする。